

岸和田市保育施設利用者負担額表 (保 育 料 表)

本表の延長保育料は**公立保育所**にのみ適用されます。
民間認可保育施設は施設ごとに延長保育料が設定されています。詳細は各施設にお問合せください。

令和元年10月1日より適用

階 層 区 分		保 育 料 (円/月)				【公立】18時以降の延長保育料 (円/月)		
		0~2歳児		3~5歳児		0~2歳児	3~5歳児	
市階層	定義 (市民税額)	標準	短時間	標準	短時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
B	非課税特定世帯	0	0	0	0	0	0	
	上記以外の非課税世帯	0	0	0	0	400	400	
C1	均等割のみの世帯	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	13,000	10,000	0	0	800	700
C2	所得割 100円以上 40,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	14,000	11,000	0	0	900	900
D1	所得割 40,000円以上 60,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	17,000	14,000	0	0	1,500	1,500
D2	所得割 60,000円以上 77,101円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	21,000	18,000	0	0	1,500	1,500
D3	所得割 80,000円以上 100,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	21,000	18,000	0	0	1,500	1,500
D4	所得割 100,000円以上 120,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	24,000	21,000	0	0	1,900	1,900
D5	所得割 120,000円以上 140,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	29,000	26,000	0	0	2,600	2,300
D6	所得割 140,000円以上 160,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	35,000	32,000	0	0	3,000	2,400
D7	所得割 160,000円以上 200,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	40,000	37,000	0	0	3,000	2,500
D8	所得割 200,000円以上 240,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	44,000	41,000	0	0	3,000	2,600
D9	所得割 240,000円以上 320,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	51,000	48,000	0	0	3,000	2,600
D10	所得割 320,000円以上	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	56,000	53,000	0	0	3,000	2,600
D10	所得割 320,000円以上	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600

公立保育所の短時間延長保育料 (0から5歳児まで共通) の表

階 層 区 分 (上記の保育料表の階層に対応)	短時間の延長保育料 (~30分の月額)
A階層またはB階層の特定世帯	0円/~30分
B階層 (特定世帯除く)	500円/~30分
C1階層からD2階層の特定世帯	
C1階層からD10階層のいずれか	700円/~30分

※短時間延長保育料に関して (公立保育所の場合)

- 7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時00分までの保育に対して、左表の延長保育料が発生します。
- 7時00分または16時30分からそれぞれ30分の保育ごとに、左表の延長保育料が発生します。
- 短時間延長保育料は、1日の保育が8時間以内の場合に限り発生します。1日の保育が8時間を超えると標準時間となり、上表「標準」の欄の保育料が適用されます。この場合、左表の延長保育料は発生しません。

※きょうだい同時利用の場合の保育料の額は、年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。

※きょうだいが幼稚園・認定こども園・その他法律や条例で定める施設に入所または利用する場合、きょうだい同時利用とみなし、保育料を年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。岸和田市以外が設置する施設を利用の場合、通園 (入所) 証明書をご提出ください。

※きょうだいがいる世帯で、かつ市民税所得割額が57,700円未満の場合、年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。

※きょうだいがいる世帯で、かつ非課税一般世帯の場合、年齢の高い児童から全額・0円・0円となります。

(特定世帯は、市民税所得割額が77,101円未満の場合、年齢の高い児童から全額・0円・0円となります。)

※月の途中で入所、退所または上表の18時00分以降の延長保育の利用の変更があった場合、開所日数に応じて日割計算します (10円未満切捨)。